

「民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律」  
(以下「休眠預金等活用法」といいます)に基づく預金規定等の改定

当金庫では休眠預金等活用法に基づき「最終異動日等」の取扱いにつき以下のとおり追加・変更いたします。

1. 対象となる預金規定等

- ・「ひがしん総合口座取引等規定集」の「共通規定」
- ・当座勘定規定（一般）
- ・当座勘定規定（専用約束手形口用）
- ・「定期預金等規定集」の「定期預金等共通規定」
- ・ひがしんインターネット定期預金規定

2. 主な改定内容

以下の項目を追加・変更いたします。（例：「ひがしん総合口座取引等規定集」の「共通規定」）

他の預金規定等につきましても、同様の改定を行います。

下線部が追加・変更箇所です

新	旧
<p>1. (印鑑照合等) } 変更なし                } 1 1. (規定の改定) }</p> <p>1 2. (休眠預金等活用法に係る最終異動日等)            (1) 変更なし            (2) 第1項第2号において、将来における預金に係る債権の行使が期待される事由とは、次の各号に掲げる事由のみをいうものとし、預金に係る債権の行使が期待される日とは、当該各号に掲げる事由に応じ、当該各号に定める日とします。  <u>①法令、法令にもとづく命令もしくは措置または契約により、この預金について支払が停止されたこと／当該支払停止が解除された日</u>  <u>②この預金について、強制執行、仮差押えまたは国税滞納処分（その例による処分を含みます。）の対象となったこと／当該手続が終了した日</u>  <u>③法令または契約にもとづく振込の受入れ、口座振替その他の入出金が予定されていることまたは予定されていたこと（ただし、当金庫が入出金の予定を把握することができるものに限り。）／当該入出金が行われた日または入出金が行われなことが確定した日</u>  <u>④ひがしん総合口座取引規定にもとづく他の預金について、当該他の預金等に係る債権の行使が期待される事由が生じたこと／他の預金に係る最終異動日等</u></p> <p>1 3. (休眠預金等代替金に関する取扱い) 変更なし</p>	<p>1. (印鑑照合等) } 変更なし                } 1 1. (規定の改定) }</p> <p>1 2. (休眠預金等活用法に係る最終異動日等)            (1) 変更なし            (2) 第1項第2号において、将来における預金に係る債権の行使が期待される事由とは、次に掲げる事由のみをいうものとし、預金に係る債権の行使が期待される日とは、次に定める日とします。</p> <p style="text-align: center;">追加</p> <p>①ひがしん総合口座取引規定にもとづく他の預金について、当該他の預金等に係る債権の行使が期待される事由が生じたこと／他の預金に係る最終異動日等</p> <p>1 3. (休眠預金等代替金に関する取扱い) 変更なし</p>

3. 改定日

2019年12月1日